

(貨物自動車)

第36条 事業者は、事業場内で貨物自動車の荷の積付け及び積卸しの作業を行うときは、次の事項を行わなければならない。

- (1) 重量物の運搬時には、作業指揮者等と十分な打ち合わせを行い、その指示により作業を行わせること。
- (2) 貨物自動車の荷台上における作業については、常に荷崩れ等の不測の事態に備えるとともに、周辺で他の作業者が移動式クレーン等の機械等を使用する場合には、これら機械等の運転士の視野に入る場所で作業を行うように努めること。
- (3) 高所で行う作業においては、はしご、踏み台等を用い、安全な位置、姿勢で行うようにすること。
- (4) 荷崩れしやすい積荷については、歯止め、帆立を用いること。
- (5) 荷卸しにおいては、荷の状態の安全を確認してから行うとともに、中抜きをさせないこと。

(移動式クレーン)

第37条 事業者は、移動式クレーンを用いる作業については、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 法定の資格を持つ者が運転、操作を行うこと。また、移動式クレーン免許証、小型移動式クレーン技能講習修了証等を携帯して業務を行わせること。
- 2 あらかじめ作業に係わる場所の広さ、地形、運搬しようとする荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、次の事項を定めること。
また、当該事項について、作業の開始前に、関係作業者に周知すること。
 - (1) 移動式クレーンによる作業の方法
 - (2) 移動式クレーンの転倒を防止するための方法
 - (3) 移動式クレーンによる作業に係わる作業者の配置及び指揮の系統
 - (4) 玉掛け業務を行うときの資格
- 3 単独作業を除き、一定の合図を定め、合図を行う者を指名して、その者に合図を行わせること。
- 4 運転者及び玉掛けをする者が、移動式クレーンの定格荷重を常時知ることができるよう、表示その他の措置を講じること。
- 5 定格荷重を超えて使用しないこと。
- 6 移動式クレーンを用いて人を運搬しないこと。また、労働者をつり上げて作業をさせないこと。
- 7 つり荷の近くに人がいる場合は運転しないこと。
- 8 荷をつったままで運転席を離れないこと。
- 9 巻過防止装置（上限リミットスイッチ等）が作動するような無理な作業を行わせること。また、定格揚程以下に荷を下げさせないこと。

- 10 急な反転操作や過度のインチング運転を行わないこと。
- 11 ホイストやクレーンをストッパーに衝突させることや荷の斜めつり等の動作を行わないこと。
- 12 移動式クレーン明細書に記載されているジブの傾斜角（つり上げ荷重が3 t未満の移動式クレーンにあっては、これを製造した者が指定したジブの傾斜角）の範囲を超えて使用しないこと。
- 13 2～3回のインチングにより地切りを行い、その後一気に巻き上げるようにすること。また、巻上げ、巻下げ時に荷を振らないように努めさせること。
- 14 荷の縦引き、横引きは行わないこと。
- 15 アウトリガーを使用しなければならない時は、アウトリガーを鉄板等の上で、移動式クレーンが転倒するおそれのない位置に設置すると共に、アウトリガーを最大限に張り出すこと。
- 16 強風のため、転倒、荷振れ等の危険が予想される時は、作業を中止すること。

(クレーン)

第38条 事業者は、クレーンを用いる作業については、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 法定の資格を持つ者が運転、操作を行うこと。また、クレーン運転士免許証、床上操作式クレーン技能講習修了証等を携帯して業務を行わせること。
- 2 その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行うこと。
 - (1) 巻過防止装置、ブレーキ、クラットイ及びコントローラーの機能
 - (2) ランウェイの上及びトロリが横行するレールの状態
 - (3) ワイヤロープが通っている箇所の状態
- 3 定格荷重を超えて使用しないこと。
- 4 クレーンを用いて人を運搬しないこと。
- 5 吊り荷の近くに人がいる場合には運転しないこと。また、人がつり荷の下に入らないようにすること。
- 6 脇見運転、荷をつったままで運転位置から離れる等の基本動作に反することを行わせないこと。
- 7 巻過防止装置（上限リミットスイッチ等）が作動するような無理な作業を行わないこと。また、定格揚程以下に荷を下げさせないこと。
- 8 急な反転操作や過度のインチング運転を行わせないこと。
- 9 ホイストやクレーンをストッパーに衝突させることや荷の斜めつり等の動作を行わないこと。
- 10 ワイヤロープに溶接用電極を接触させないこと。また、アースを接続しないこと。
- 11 2～3回のインチングにより地切りを行い、その後一気に巻き上げるようにすること。また、巻上げ、巻下げ時に荷を振らないように努めさせること。
- 12 荷の縦引き、横引きは行わせないこと。

解説（第37～38条）：

1 検査等の規制

移動式クレーン及びクレーンは、最も危険な機械の一つとして位置づけられており、労働安全衛生法、クレーン等安全規則等に基づき、その製造許可、設置届、落成検査、使用の制限、性能検査等について必要な規制が行われています。

(ア) 移動式クレーン：クレーン等安全規則第55、57、61、81条等

(イ) クレーン：クレーン等安全規則第5、6、11、40条等

2 就業制限等（クレーン則第21、22、67、68条）

移動式クレーン又はクレーンの運転等の業務は、就業制限業務とされており、労働安全衛生法で定める免許証又は技能講習修了証を有する者を業務に就かせる必要があります。

また、移動式クレーン又はクレーンの運転業務と玉掛けの業務は資格が異なっており、移動式クレーン運転士免許、クレーン運転士免許等の資格を有していても、玉掛けの業務は行えません。（ただし、移動式クレーン運転士免許、クレーン運転士免許等の資格を有する人については、玉掛技能講習の講習科目のうち一部の科目の受講を免除することができます。）

<移動式クレーンの運転業務に必要な資格>

つり上げ荷重	必要資格		
	移動式クレーン運転士免許	小型移動式クレーン運転技能講習修了	移動式クレーン運転業務特別教育受講
5トン以上	○		
1トン以上 5トン未満	○	○	
1トン未満	○	○	○

<クレーンの運転業務に必要な資格>

つり上げ荷重		クレーン運転士免許	床上操作式クレーン運転技能講習修了	クレーン運転業務特別教育受講
5トン以上	遠方操作式又は運転室付	○		
	床上操作式	○	○	
5トン未満		○	○	○

3 特定自主検査の実施

移動式クレーン及びクレーンは、設置したあと1年以内ごとに1回、また、1ヶ月以内ごとに定期的に自主検査を行う必要があります。

なお、自主検査の結果を記録し、3年間保存する必要があります。

(玉掛け)

第39条 事業者は、移動式クレーンの玉掛け作業については、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 法定の資格を持つ者が作業を行うこと。また、玉掛技能講習修了証等を携帯して作業を行わせること。
- 2 荷重、形状に適した玉掛用具を選定すること。
- 3 ワイヤロープは、作業開始前に点検し、キンク、形くずれ等の不適格なワイヤロープを使用しないこと。
- 4 荷の重量及び重心の目測を確実に行うこと。
- 5 定められた使用荷重等の範囲で使用すること。
- 6 玉掛け用具は、フックの中央にかけ、つり角度は適当な大きさにとどめること。
- 7 外れ止め装置を使用すること。
- 8 一本づりを行わないこと。

解説：

1 不適格なワイヤロープの使用禁止（クレーン則第215条）

移動式クレーンに使用するワイヤロープは、次のいずれかに該当するものを使用してはいけません。

- (1) ワイヤロープひとよりの間において素線の数の10%以上の素線が切断しているもの
- (2) 直径の減少が公称径の7%を超えるもの
- (3) キンクしたもの
- (4) 著しい形くずれ又は腐食があるもの

2 作業開始前の点検（クレーン則第220条）

玉掛けの作業を行うときは、作業を開始する前にワイヤロープ等について異常の有無について点検を行わなければなりません。

3 就業制限等（クレーン則第221、222条）

移動式クレーンの玉掛け業務は、就業制限業務とされており、労働安全衛生法で定める技能講習修了証等を有する者を業務に就かせる必要があります。

また、移動式クレーンの運転業務と玉掛けの業務は資格が異なっており、移動式クレーンの運転士免許等の資格を持っていても、玉掛けの業務はできません。

<移動式クレーン、クレーンの運転の業務に必要な資格>

つり上げ荷重	必要資格		
	玉掛技能講習修了	玉掛け科の職業訓練修了	玉掛業務特別教育受講
1トン以上	○	○	
1トン未満	○	○	○

(フォークリフト等)

第40条 事業者は、フォークリフト、ショベルローダー又はフォークローダーを用いる作業においては、次の事項を遵守しなければならない。

1 法定の資格を持つ者が運転すること。また、フォークリフト技能講習修了証等を携帯して作業を行わせること。

2 フォークリフト等の運転作業

(1) エンジン始動時には、前後進レバーのニュートラルの位置やサイドブレーキのロックなどを確認させること。

(2) フォーク、バケットの上等、運転席以外の場所に人を乗せないこと。

(3) バックレストの高さを超えて物を積まないこと。

(4) フォークの上から、直接荷を取らないこと。

(5) フォークの先で物をこじらせないこと。

(6) フォークリフト等を走行させる場合には、周囲に障害物がないかを確認した後に、ブレーキの効き具合の確認をしながら、ゆっくりと発進させること。

(7) フォークリフト等に荷を積載するときは、偏荷重が生じないように積載すること。また、荷崩れ及び荷の落下を防止するため、荷にロープ又はシートを掛ける等必要な措置を講じること。

3 誘導者の配置

(1) 路肩、傾斜地等で作業を行う場合において、フォークリフト等の転倒、転落又は陥没の危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置すること。

(2) 運転中のフォークリフト等又はその荷に接触する危険が生ずるおそれのある箇所に作業者を立ち入らせないこと。これが難しいときは誘導者を配置すること。

(3) 走行方向前方の視界が悪いときは、バックで走行するか、誘導者を配置すること。

(4) フォークリフト等について誘導者を配置するときは、一定の合図を定めること。

4 禁止事項

(1) フォークリフト等については、そのフォーク、ショベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に立ち入らせないこと。やむをえず修理、点検等で立ち入るときは安全支柱、安全ブロック等を使用させること。

(2) フォークリフト等を主たる用途以外の荷のつり上げ、作業者の昇降等に使用しないこと。

5 定期自主検査等の実施

(1) 定期自主検査及び特定自主検査を、所定の期間内に、所定の項目について行うこと。(第31条参照)

(2) フォークリフト等を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に所定の項目について点検を実施すること。

(3) 定期自主検査及び点検において、異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な措置を講じること。

解説：

1 就業制限業務（労働安全衛生法施行令第20条）

- (1) 最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転業務
- (2) 最大荷重が1トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務

については、フォークリフト運転技能講習又はショベルローダー運転技能講習を修了した者を業務に就かせる必要があります。

2 特別教育（労働安全衛生規則第36条）

- (1) 最大荷重が1トン未満のフォークリフトの運転業務
- (2) 最大荷重が1トン未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務に労働者をつかせるときは、特別の教育を実施する必要があります。

（ドラグショベル）

第41条 事業者は、ドラグショベルを用いる作業においては、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 法定の資格を持つ者が運転すること。また、ドラグショベル技能講習修了証等を携帯して作業を行わせること。
- 2 転倒及びブーム、アーム等の作業装置の破壊による危険を防止するため、その構造上定められた安定角度、最大使用荷重を守ること。
- 3 ドラグショベル等の修理又はアタッチメントの装着及び取り外しの作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者は次の措置を講じること。
 - (1) 作業手順を決定し、作業を指揮する。
 - (2) ブーム又はアームの不意の降下を防止するために使用している安全支柱、安全ブロック等の使用状況を監視する。
- 4 リフティングマグネットを備えて作業をする場合は、次の事項を遵守すること。
 - (1) 作業を開始する際には、周囲の作業者に注意を促すため警笛を鳴らし、周囲に人がいないことを確認させること。
 - (2) 操作時は、急激な動作や他の車輛及び作業員の頭上へマグネットを動かさないようにすること。
 - (3) ブームやアームを落下させ、また、上部旋回体を旋回させることにより、破碎や圧縮する等の作業を行わないこと。
 - (4) 鉄スクラップ等を吸引したままで作業を中断しないこと。
- 5 定期自主検査等の実施
 - (1) 定期自主検査及び特定自主検査を、所定の期間内に、所定の項目について行うこと。（第31条参照）
 - (2) ドラグショベルを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に所定